

7月10日(日)
7:00~20:00

羽曳野市長選挙

開票は、同日21:15~市民体育館(西浦)で行います

18歳選挙権スタート!

●●投票できる人●●

満18歳以上(平成10年7月11日までに生まれた人)の日本国民の方

◆各自の投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は、世帯ごとに各家庭へ郵送します。当日、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

◆選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、7月8日(金)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

◆候補者のポスターは公営掲示場に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場250カ所に掲示されます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。)選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損させたりすると処罰されますので注意してください。

◆お体が不自由な方に

各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。投票日当日、投票所で車いす、手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。

◆本人確認にご協力をお願いします

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

1. 投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入。
2. 誕生日(○月○日)を口頭で答える。
3. 運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものを提示。

名簿対照
印刷

羽曳野市長選挙
羽曳野市議会議員補欠選挙
第24回参議院議員通常選挙

投票所入場整理券
投票日時：平成28年7月10日(日)
午前7時から午後8時まで

投票所には、事前に「誕生日記入欄」をご記入のうえ持参ください。

投票区	投票所	投票日に投票される場合は、本人確認のため、下の欄に誕生日をご記入ください。
頁	番	
	性別	投票用紙交付欄
	市長	市議補欠
	選挙区	北府地区

誕生日
月 日

裏面の注意書きを必ずご覧ください。

◆期日前投票

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

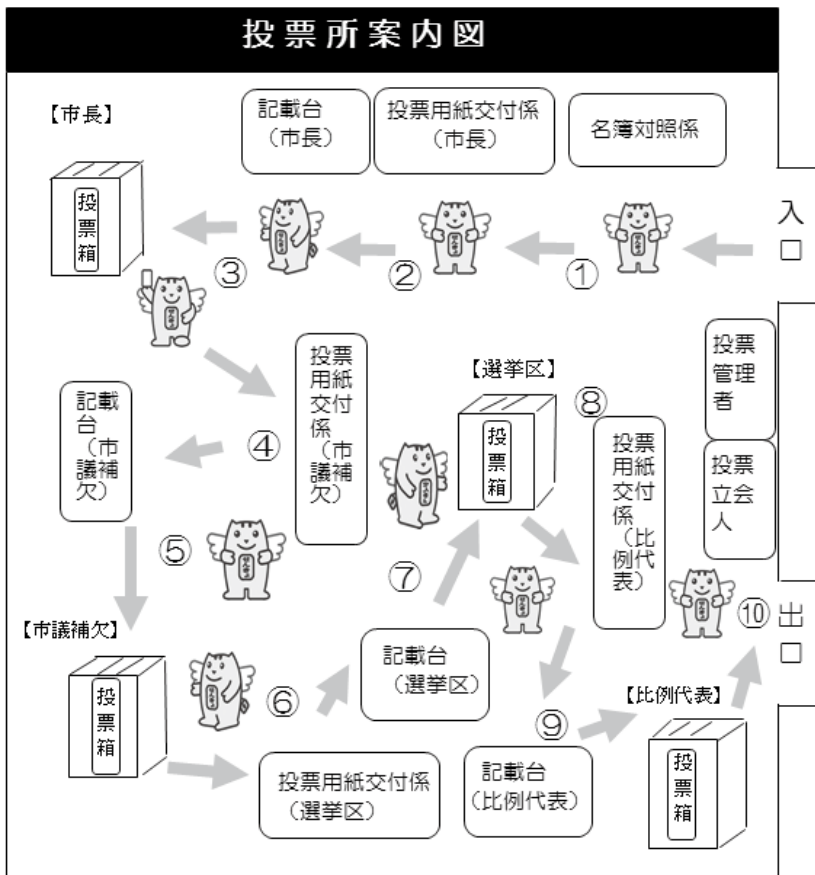
選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票できます。

なお、事前に自宅などで期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。

期間	←←←←← 期日前投票期間 →→→→→		投票日当日
	6月23日(木)~7月3日(日)	7月4日(月)~7月9日(出)	7月10日
第24回参議院議員通常選挙	この期間の期日前投票は、参議院選挙のみ	すべての投票ができる	指定された投票所で投票ができる ※入場整理券の投票所地図をご覧ください
羽曳野市長選挙・ 羽曳野市議会議員補欠選挙	この期間の期日前投票は、市長補欠選挙のみ	すべての投票ができる	指定された投票所で投票ができる ※入場整理券の投票所地図をご覧ください
	■期日前投票ができる場所と時間 [場所]・市役所本庁1階ロビー ・総合スポーツセンター1階幼児室 (はびきのコロシアム) [時間] 8:30~20:00		■投票ができる場所と時間 [場所] 指定された投票所 [時間] 7:00~20:00

羽曳野市議会議員補欠選挙

並びに第24回参議院議員通常選挙



◆投票所での投票方法 (左図)

～投票所入場整理券を持って指定投票区の投票所へ～

投票の順番は(左案内図)①～⑩のとおりです。また、「市長選挙」、「市議会議員補欠選挙」「参議院大阪府選出議員選挙(選挙区)」の投票は、投票用紙に候補者1名の氏名をはっきりと書いて、それぞれの投票箱に入れてください。

「参議院比例代表選出議員選挙」の投票は、「非拘束名簿式」となっています。投票の方法は、名簿登載者1名の氏名または名簿届出政党の名称か略称を1つはっきりと書いて、「比例代表」の投票箱に入れてください。

◆郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は7月6日(木)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方で交付申請をできる方は、・身体障がい者手帳で両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級もしくは3級。免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで。・戦傷病者手帳で両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで。介護保険の被保険者証で要介護状態区分が要介護5の方。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆投票所変更のお知らせ

- ～今回の選挙より下記投票区の投票所が変更～
- ・第13投票区 (旧)高鷲南小学校体育館 → (新)高鷲南小学校支援教室
- ・第20投票区 (旧)飛鳥公民館 → (新)佛号寺

◆住所移転者の選挙権の行使について

最近、住所を異動された方は、投票の場所等が変わることがあります。次の表をご覧ください。お間違いのないようご注意ください。

届出の別	選挙名	届出の日	投票場所・投票の可否		
			羽曳野市で投票できる	転入前住所地で投票できる	投票できない
転入届をされた方	参議院選挙	3月21日以前	○		
		3月22日～4月2日まで	※	※	
	市長選挙・市議補選	4月3日以後		○	
		4月2日以前	○		
		4月3日以後			○

※この期間に転入された方は、参議院選挙の期日前投票は6月23日(木)から7月1日(金)までは転入前住所地で投票でき、7月2日(土)から7月9日(日)までは羽曳野市で投票できます。ただし、市長選挙・市議補選は7月4日(月)からですので、以降であればすべての投票ができます。

届出の別	選挙名	届出の日	投票場所・投票の可否		
			転出先住所地で投票できる	羽曳野市で投票できる	投票できない
転出届をされた方	参議院選挙	3月21日以前	○		
		3月22日以後		○	
	市長選挙・市議補選	全期間			○

<市内で転居した方>本年6月7日以前に市内転居の届出をした方は転居先住所地の投票所で、また、6月8日以降に市内転居の届出をした方は、転居前住所地の投票所で投票してください。

◆公職選挙法改正により、この選挙から次の2点が適用になりました。

- 選挙権年齢が満20歳から満18歳に引き下げとなります。
- 幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者であっても、投票所に入るができることとなります。

問合せ 羽曳野市選挙管理委員会
羽曳野市菅田4-1-1
☎958-1111 (内線4610・4620)